

【趣 旨】 子育て安心プランに基づき、幼稚園における2歳児の迅速な受入れを推進する。

赤字：従来の一時預かり事業
（幼稚園型）との相違点

【実施主体】 「子育て安心プラン」に参加する市区町村

【要 件】

(1) 実施場所

幼稚園（新制度園及び私学助成園） ※認定こども園は対象外

(2) 対象児童

3号認定を受けた2歳児。なお、2歳の誕生日を迎えた時点から随時受け入れることや、当該2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。

(※) 本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約（保育の必要度の高い順に受入れ）

(3) 設備基準・保育内容

保育室等の面積基準は、対象児童1人あたり1.98㎡

保育内容は、保育所保育指針等や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」（平成19年3月31日文科科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、2歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。

(4) 職員配置基準

児童6人につき職員1人

(※) 上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合でも2人以上配置。ただし、必要教員数が1人の場合で、幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、専任職員（常勤・非常勤を問わない）は1人で可

(5) 職員資格

・ 保育士、幼稚園教諭免許状所有者、市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員）

(※) 当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④更新講習を受講せず免許状が失効した者を含む

・ ただし、職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者

(※) 本事業の担当職員の中に、必ず保育士資格保有者1名を含めること。

一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児定期利用の制度概要②

(6) 保育時間・開所日数・開所時間

保育時間は8時間が原則。開所日数・開所時間は、対象児童に対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて設定。

(7) 給食

自園調理は必須としない。外部搬入の場合、調理室は不要（保存・加熱のための最低限の設備は必要）。

(8) 保護者負担

各市区町村又は施設において、負担が過大とならないよう配慮しつつ設定。

【補助単価（子ども1人日額）】

基本分（8時間までの利用）：1,850円、長時間加算（+1時間～+3時間）：230円～690円

	～8h	9h	10h	11h～
基本分	1,850円			
長時間加算	—	230円(+1h)	460円(+2h)	690円(+3h)
合計	1,850円	2,080円	2,310円	2,540円

【留意事項】

- ・ 認可外保育施設としての届出は不要。学校法人では「付随事業」としての位置づけ（寄付行為の変更は不要）
- ・ 本事業の対象児童について、施設型給付費等を重ねて支給することがないよう留意すること。